

**【記入例1 退職により普通徴収へ切替する場合】**

〈例〉美里次郎さんが9月30日に退職した場合

◎町県民税9月分までは事業所が天引き(特別徴収)で納入し、未徴収税額は普通徴収に切替する

令和 年度 給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書

◎異動日の翌月の10日が提出期限となっています。		給与特別徴収者	所在地	〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1111										特別徴収義務者指定番号	12345678					
会津美里町長		フリガナ	カブシキガイシャ ミサト										この届出書に 応答される方	部署	人事部					
令和 年10月10日提出		名称	株式会社 みさと											氏名	美里 花子					
		個人番号又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0		9	8	7	電話	0242-55-〇〇××		
給与所得者		フリガナ	ミサト ジロウ										特別徴収税額(年税額)	徴収済月	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	1月1日以降退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額(支払予定額)
氏名		美里 次郎										円	6	円	円	年 月 日	① 退職 ② 勤職 ③ 長期欠勤 ④ 死亡 ⑤ 会社解散 ⑥ 住所誤報 ⑦ その他	円	円	
個人番号		1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3										円	9	円	円	9 月 30 日		円	円	
生年月日		昭和平成( ) 42 年 4 月 2 日										円		円	円			円	年	
1月1日現在の住所		会津美里町 字新布才地2222										円		円	円			円	年	
現住所		同上										円		円	円			円	年	

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し、該当記号を○印で囲んでください。

※記入がない場合は、「C.普通徴収」とさせていただきます。

**A. 特別徴収の継続**  
(ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収します。

給与特別徴収義務者	所在地	〒										特別徴収義務者指定番号	
	フリガナ												
	名称												
	個人番号又は法人番号												
	この届出書に 応答される方	部署											
		氏名											
	電話												
	納入開始月	月割額	円を	月分( 月 日納期限)	から納入する。								

※新規の場合は○で囲んでください

**B. 一括徴収**  
(ウ)の額を退職時等に、給与等から徴収します。

一括徴収した税額は、  
 月分で納入します。  
 ( 月 日納期限)

一括徴収申出日	令和 年 月 日
一括徴収税額(ウ)と同額	円

**C. 普通徴収**  
(ウ)の額を本人が納付書で支払います。

後日、本人宛に未徴収税額の納税通知書を送付します。

備考
----

【一括徴収のお願い】  
6月から12月の間に退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、本人の申出により未徴収税額を一括徴収することができます。また、翌年1月から4月までの間に退職等された場合は、地方税法の規定により一括徴収することが義務づけられています。

【御注意】  
1. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ回付願います。新勤務先では、「A. 特別徴収の継続」の項目を記入し、町に送付してください。  
2. 1月1日から4月30日までの間に退職した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

**【記入例2 退職により一括徴収で納入する場合】**

〈例〉美里次郎さんが1月31日に退職した場合

◎町県民税12月分までは事業所が天引き(特別徴収)で納入済みで、未徴収税額は一括徴収し、1月分で納入する

令和 年度 給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書

◎異動日の翌月の10日が提出期限となっています。		給与特別徴収者	所在地	〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1111										特別徴収義務者指定番号	12345678			
会津美里町長		フリガナ	カブシキガイシャ ミサト										この届出書に 応答される方	部署	人事部			
令和 年 1月31日提出		名称	株式会社 みさと											氏名	美里 花子			
		個人番号又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0		9	8	7	電話	0242-55-〇〇××
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	徴収済月	徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	1月1日以降退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額(支払予定額)								
フリガナ	ミサト ジロウ		円	6	円	円	年	① 退職 ② 勤職 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ 会社解散 ⑦ 住所誤報 ⑧ その他	円	円								
氏名	美里 次郎		97,600	月分	57,100	40,500	1		円	2,000,000								
個人番号	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3			から			月		控除社会 保険料額	勤続年数								
生年月日	昭和平成( ) 42年 4月 2日			12			31		円	年								
1月1日現在の住所	会津美里町 字新布才地2222			月分			日		円	10								
現住所	同上																	

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し、該当記号を○印で囲んでください。

※記入がない場合は、「C.普通徴収」とさせていただきます。

**A. 特別徴収の継続**  
(ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収します。

給与特別徴収義務者	所在地	〒										特別徴収義務者指定番号	
	フリガナ												
	名称												
	個人番号又は法人番号												
	この届出書に 応答される方	部署											
		氏名											
	電話												
	納入開始月	月割額	円を	月分( 月 日納期限)	から納入する。								

※新規の場合は○で囲んでください

**B. 一括徴収**  
(ウ)の額を退職時等に、給与等から徴収します。

一括徴収した税額は、  
**1** 月分で納入します。  
( 2 月10日納期限)

一括徴収申出日	令和 年 1月10日
一括徴収税額(ウ)と同額	40,500 円

**C. 普通徴収**  
(ウ)の額を本人が納付書で支払います。

後日、本人宛に未徴収税額の納税通知書を送付します。

備考
----

**【一括徴収のお願い】**  
6月から12月の間に退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、本人の申出により未徴収税額を一括徴収することができます。また、翌年1月から4月までの間に退職等された場合は、地方税法の規定により一括徴収することが義務づけられています。

【御注意】  
1. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先に回付願います。新勤務先では、「A. 特別徴収の継続」の項目を記入し、町に送付してください。  
2. 1月1日から4月30日までの間に退職した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

### 【記入例3 転勤により新事業所で特別徴収を継続する場合】

〈例〉美里次郎さんが1月31日付で転勤した場合

◎町県民税1月分までは事前業所が天引き(特別徴収)で納入済みで、2月分以降は新事業所が特別徴収を継続する

令和 年度 給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書

◎異動日の翌月の10日が提出期限となっています。		給与特別徴収者	所在地	〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1111										特別徴収義務者指定番号	12345678										
会津美里町長		フリガナ	カブシキガイシャ ミサト										この届出書に 応答される方	部署	人事部										
令和 年 2月10日提出		名称	株式会社 みさと											氏名	美里 花子										
		個人番号又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0		9	8	7	電話	0242-55-〇〇××							
給与所得者		フリガナ	ミサト ジロウ										特別徴収税額(年税額)	徴収済月	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	1月1日以降退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額(支払予定額)					
氏名		美里 次郎										円	6	円	円	年 月 日	1 2 3 4 5 6 7 8	円	円						
個人番号		1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3										円	97,600	円	65,200	円	32,400	1	2	3	4	5	6	7	8
生年月日		昭和平成( ) 42年 4月 2日										円	1	円	円	1	月	31	円	円					
1月1日現在の住所		会津美里町 字新布才地2222										円	1	円	円	1	月	31	円	円					
現住所		同上										円	1	円	円	1	月	31	円	円					

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し、該当記号を○印で囲んでください。

※記入がない場合は、「C.普通徴収」とさせていただきます。

**A. 特別徴収の継続**  
(ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収します。

所在地	〒969-6495 福島県大沼郡会津美里町字新布才地3333													
フリガナ	カブシキガイシャ アイづ													
名称	株式会社 あいづ													
個人番号又は法人番号														
この届出書に 応答される方	部署	総務部										特別徴収義務者指定番号		
	氏名	会津 花子										23456789		
	電話	0242-55-〇〇××										*新規		
納入開始月	月割額 8,100 円を 2月分(3月10日納期限)から納入する。													

新規の場合は○で囲んでください

**B. 一括徴収**  
(ウ)の額を退職時等に、給与等から徴収します。

一括徴収した税額は、  
 月分で納入します。  
 ( 月 日納期限)

一括徴収申出日	令和 年 月 日
一括徴収税額(ウ)と同額	円

**C. 普通徴収**  
(ウ)の額を本人が納付書で支払います。

後日、本人宛に未徴収税額の納税通知書を送付します。

備考
----

【記入上のお願】  
 「前勤務先」上段の事項(「給与所得者」の欄の「個人番号」は除く)を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記入しないでください。  
 「新勤務先」本人から個人番号の提供を受け記入してください。また、「A 特別徴収の継続」の項目を記入し、町に送付してください。

【御注意】  
 1. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ回付願います。新勤務先では、「A. 特別徴収の継続」の項目を記入し、町に送付してください。  
 2. 1月1日から4月30日までの間に退職した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。